

覚 書

国立大学法人信州大学 信州大学医学部（以下、「甲」という）とセイコーエプソン株式会社（以下、「乙」という）は、平成27年1月5日付「国立大学法人信州大学とセイコーエプソン株式会社との包括的研究推進等に関する協定書」（以下、「原契約」という）の第2条（連携事項）第7号「その他産学連携に関して両者が必要と認める事項」について、下記のとおり合意し、本覚書を締結するものとする。

第1条（対象事項）

甲及び乙は、「その他産学連携に関して両者が必要と認める事項」に、甲乙間の産業医派遣に関する事項を含めることを確認する。

第2条（意見交換会等）

甲及び乙は、甲乙間の産業医派遣に関する意見交換会等において、各自の裁量により次に掲げる事項を報告するものとする。

- （1）乙が雇用を予定する甲所属又は出身の産業医の情報（ただし、産業医の同意がある場合に限定する）
- （2）甲及び乙の窓口担当者情報
- （3）その他必要事項

第3条（確認事項）

甲は、乙が雇用する産業医の人事権、業務命令権を含む雇用に関する権利と責任は乙が保有することを確認する。

第4条（有効期間）

本覚書の有効期間は締結日以降、原契約の有効期間中、効力を有する。

本覚書の成立を証するため、本書面2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保管する。

令和6年12月26日

長野県松本市
甲 国立大学法人信州大学 信州大学医学部
医学部長 奥山 隆平



長野県諏訪市大和三丁目3番5号
乙 セイコーエプソン株式会社
人的資本・健康経営推進本部

本部長 阿部 栄

